

会 議 録

会議名	平成26年度第4回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成26年7月17日(木) 19時00分～21時00分	
開催場所	501会議室	
出席者	委員	高橋委員長、岡本副委員長、石山委員、祝委員、小澤委員、塚田委員、矢野委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会	
配布資料	① 学童保育所運営基準改訂【案】 (学保連提出資料) ② サポートプラン(個別指導計画) (学保連提出資料)	
	1 会議録の確認 第2回会議録は現在確認中。 2 全入について (市) 学保連としてはこの間の経過から全入を望まれていると認識しているが、入所を制限してでも定員や面積基準を守るべきか、面積基準を下回ってでも希望者が入所したいか、見解はあるか。 (学) 学保連の代表者レベルでは全員入所を望むと考えるが、意見としては慎重に取り扱いたい。 3 説明会について (学) 全学童保育所に関連する事だが、委託する4学童保護者が参加したいと思われる。平日夜4回と日曜の開催も必要と考える。 (市) 日程は、4月の運営協議会でもお伝えしたが当初8月下旬を予定していたが、夏休み中の8月下旬よりは、9月初旬の方が良いのではとも考えているがいかがか。 (学) 日程的には9月の方が望ましいが、議会開会中でも良いか。 (市) 説明会后、議会が良いかとは思うが、学童保育業務の説明会という事から参加しやすさも考慮し、9月の早い時期として第一週ではどうか。 (学) 可能ならば具体的日程を示してほしい。	

(市) 案として、

9月1日(月) 19時から あかね学童保育所

9月2日(火) 19時から さわらび学童保育所

9月4日(木) 19時から まえはら学童保育所

9月5日(金) 19時から みどり学童保育所

9月7日(日) 市内東西での視点から、あかね学童保育所とさわらび学童保育所で、10時からと14時からの2回。

(学) 学保連の代表者会議で話したい。

(学) 説明会はどのような内容になるのか。参加者が多い場合入れるか。

(市) 昨年意見交換会も実施しており、今回の説明会は学童保育業務の見直しの経過や、保育時間の延長、障がいのある児童の対応、子育てひろば等拡充する業務内容を説明するというのが主目的と考えている。ボリュームのある資料を出す予定はないが、資料については参加できない保護者の方にも届くように、各学童保育所の児童経由で、説明会の開催案内とともに配布を考えている。昨年の意見交換会も参加者数は多くて70人位。出席者は、子ども家庭部長、児童青少年課長、学童保育係職員、学童保育指導員主査を予定。

(学) 説明会で多岐にわたる質問が想定されるが、回答いただけないと不安になる。

(市) 既に想定している質問があるなら、不安を与えず有意義な説明会にするためにも事前に教えてほしい。

(学) 事業者の選考委員に父母の代表は入れないとの事だが、他市では入っているところもある。検討できないか。

(市) 市ではプロポーザル方式業者選考に関するガイドラインがあり、庁内に選考委員会を設置する。公平性からも父母の方が入るべきではないと思う。専門性の視点で学童保育指導員を委員として入れる予定である。

(学) プレゼンテーションの公開はするのか。

(学) プレゼンテーションの公開はさほど必要とは思わない。

(市) 部局としても公開の必要性を感じていない。選考にあたっての意見があればいただきたい。

4 学童保育所運営基準改訂【案】(学保連提出資料) について

(学) 現行の保育理念を変えたいと学保連の学童保育問題研究部から意見が出された。変更することは可能か。

(市) 前回お話したとおり、現在の運営基準はこれまで長い時間をかけて策定したものであり、今回の改訂は、見直し等により平成27年4月より業務内容に変更が生じる部分を改訂する事と考えている。指導員から何かあるか。

(市) 今回運営基準を見直す理由は、業務の見直しにより業務内容が変更になる部分、事業拡充する部分を改訂することと認識している。今後も必要などときには改訂していくものとする。

(学) 運営基準「障がいのある児童の入所」について、

①障がいの程度の記載があるが、実際の様子が必ずしも一致するわけではないので、手帳の度数のみでの判断で入所可否を決めるのではなく、保護者面談、医師の所見、関係諸機関の所見などを参考に総合的に判断していただきたい。

②現在、保護者の送迎が可能である児童となっている。通常の学級に在籍している障がい児は小学校に一人で登校している。学童保育所入所に際して、必ずしも保護者の送迎を求めなくても良いのではないかと。

③定員は削除。

④さくらシートを持っている方は、コピーの提出を可能としないか。

(市) 今回の改訂としては、

①障がいの程度は要綱で定めているので要綱のとおりだが、ご意見のような保護者面談など現在も実施している。

②以前よりご発言の要望はあり、障がいのある児童でも、通常の学級に在籍している障がい児は小学校に一人で登校して保護者の送迎を求めなくても良いという判断を行い、既に要綱改正済である。運営基準は「保護者等の送迎が可能である者。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りでない。」と修正する。

③入所基準定員を無くすので削除する。

④さくらシートは追記する。

(学) 学童保育所で障がい児に対する個別支援計画書を導入しないか。個別支援計画書があれば保護者の不安が軽減される。

(市) 学童保育所は療育施設ではない。現在でも入所前に保育園等や学童保育所で児童の観察や保護者との面談を行い子どもの状況をお伺いしたうえで、プロフィールカードを提出いただき入所している。学童保育所としての巡回相談も実施している。

(市) 保護者は何が不安と感じているのか。

(学) 職員配置の見直しにより、子どもを通常の学級に通わせるか、それとも学区域外の特別支援学級に通わせるか、があるのではないかと。

(市) 学童保育所の職員の加配有無で、通常の学級か特別支援学級を選ぶという意味か。子どもにとってどこの学級が適しているかにより学校・学級を選ぶのであり、通常の学級だと学童保育所で職員が加配されないから特別支援学級を選ぶとは考えられない。以前よりお話しているとおり、障がい児の加配は当該児童につきっきりでいるわけではなく全体の配置である。先ほど送迎の話のとおり、通常の学級に在籍している障がい児は小学

校に一人で登校しており送迎不要という状況もある。

障がいのある児童の入所は、以前はさくらなみ、たけとんぼで4人を受け入れていた。他の学童でも受け入れして欲しいという要望を受け、市としても希望するところで受け入れるべく全学童で2人と拡充してきた経過がある。そのうえで定員を超えての希望に対応してきたが、この度定員を撤廃することとした。

(学) 現在行っていることは引き続き実施して欲しい。

7月29日(火) 19時から、301会議室にて。